

第4章 施策の展開

一般廃棄物循環プラン

3R + (ぶらす) の推進

- (1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づくごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進
- (2) 3R + (ぶらす) 県民運動の推進
- (3) プラスチックの資源循環・脱炭素化
- (4) 動静脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の促進
- (5) 食品ロス削減の推進
- (6) 率先行動の推進
- (7) 多量排出事業者に対する減量化計画策定の指導

適正処理の推進

- (1) 適正な維持管理と情報公開
- (2) 一般廃棄物処理施設の監視指導
- (3) ダイオキシン類対策の推進
- (4) リチウムイオン電池等の適正処理の推進
- (5) 災害廃棄物処理対策の推進
- (6) 海洋プラごみの発生抑制から回収・再資源化までの一体的な取組強化
- (7) 環境美化活動の促進

適正処理体制の確保

- (1) 廃棄物の広域処理体制の確保
- (2) 人口減少・少子高齢化社会の到来に伴う必要な支援
- (3) 海洋プラごみの発生抑制から回収・再資源化までの一体的な取組強化【再掲】

産業廃棄物循環プラン

3R + (ふらす) の推進

- (1) 多量排出事業者に対する指導の強化
- (2) プラスチックの資源循環・脱炭素化
- (3) 動静脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の推進
- (4) 食品ロス削減の推進【再掲】

適正処理の推進

- (1) 排出事業者責任の徹底
- (2) 処理施設等に対する監視指導の強化
- (3) 電子マニフェストの活用促進
- (4) ダイオキシン類対策の推進
- (5) PCB 廃棄物の適正処理の推進
- (6) 廃棄物の排出・処理状況の把握
- (7) 広域移動に対する適正処理の確保
- (8) 動静脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の推進【再掲】
- (9) その他の取組

適正処理体制の確保

- (1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保
- (2) 産業廃棄物処理業界における人材育成・確保の推進
- (3) 産業廃棄物の広域処理体制の確保
- (4) 処理施設設置に係る事前協議の推進

循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

環境学習・環境教育の推進

- (1) 行動変容の促進に向けた環境学習・環境教育の充実
- (2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

普及啓発及び情報提供等

廃棄物・資源循環の専門人材の育成・確保

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

用語解説

資料編

第1節 一般廃棄物循環プラン

1 3R+（ぶらす）の推進

(1) 市町の一般廃棄物処理計画に基づくごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進

市町は、廃棄物処理法に基づき「一般廃棄物処理計画」の策定・見直しを行い、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの推進に関する施策、ごみ処理施設の整備計画、数値目標等を掲げ、計画的に取組を推進します。

県は、市町や一部事務組合からの要望を受け、ごみ焼却灰を全県的に回収し、セメント原料化とすごみ焼却灰リサイクルシステムにより、リサイクルを促進します。

(2) 3R+（ぶらす）県民運動の推進

県は、県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、サーキュラーエコノミーへの移行による循環型社会の形成を目指し、徹底した資源循環を推進するため、家庭や事業所における3R+（ぶらす）県民運動を全県的に展開していきます。

(3) プラスチックの資源循環・脱炭素化

県は、脱炭素社会の実現等にも配慮し、国の「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づき、市町と連携し、プラスチック製品の設計・製造段階から廃棄・リサイクル段階まで、ライフサイクル全体でのプラスチック資源循環を促進します。

また、県及び市町は、関係者と連携し、普及啓発などにより、ワンウェイプラスチックの使用抑制など発生段階からのプラスチックごみ削減を目指すとともに、プラスチックの使用後には徹底した分別回収により適正なりサイクルを促進します。

ア 容器包装廃棄物の削減・リサイクルの推進

県は、県民、事業者及び市町からなる「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会⁷⁷」と連携・協働して、マイバッグ持参運動など県民を対象とした普及啓発等の全県的な取組を一層拡大していきます。

また、県は、「第11期山口県分別収集促進計画⁷⁸」（令和7（2025）年度策定）に示した、容器包装廃棄物の分別収集・再商品化等を総合的・計画的に進めるための方針などに基づき、市町等と連携して効果的な収集・リサイクルを推進します。

市町は、地域の実情に応じた分別収集により、容器包装廃棄物のリサイクルを推進します。

イ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルの推進

市町は、プラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の取組を推進するとともに、容器包装プラスチックと一括して回収することなどによる効率的なりサイクルシステムを構築するよう努めます。また、住民に対する分別排出の徹底について普及啓発を行います。

ウ リユースの推進

県は、市町や事業者、民間団体と連携し、フリーマーケット⁷⁹等の開催、リサイクルショップ⁸⁰の利活用などを通じた県民へのリユースの理解が進むよう情報提供に努めます。

エ 廃家電等のリサイクルの推進

市町は、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法等に基づく消費者、小売業者、再資源化業者等の適切な役割分担の下、家庭から不用品として排出される廃家電製品、パソコン等のリサイクルを一層推進します。

県は市町等と連携し、廃家電製品等のリサイクルが促進されるよう、普及啓発を行います。

(4) 動静脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の促進

県は、市町と連携して、家庭から排出される使用済みプラスチック等、未利用の循環資源の回収や利活用について、県民や事業者等へ啓発し、更なる資源循環を促進します。

(5) 食品ロス⁸¹削減の推進

県は、「山口県食品ロス削減推進計画（第2次計画）」（第6章参照）に基づき、消費者団体、事業者、関係団体、行政等からなる「山口県食品ロス削減推進協議会⁸²」と連携・協働し、「やまぐち3きっちよる運動」を推進するなど、家庭での食べ残しなどを減らすとともに、「てまえどり」の促進など、食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）が実施する食品ロスの削減に関する取組への理解・関心に向けた普及啓発を推進します。

また、「やまぐち食べきり協力店」や「ぶちエコ食品ロス削減パートナー⁸³」への登録制度により、事業者名の公表によるインセンティブを与えること等で、食品ロス削減に取り組む事業者の取組の認知度向上を図ります。

さらに、県民の食品ロス削減の機運を高め、日常生活における具体的な行動変容を促進するため、事業者等と協働し、実践的な環境学習を推進します。

(6) 率先行動の推進

県は、「山口県庁エコ・オフィス実践プラン⁸⁴」（地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕）（令和5（2023）年3月改定）に基づき、県自らが事業者・消費者であるとの認識の下、率先してごみの発生・排出抑制・分別排出等の取組を推進します。

また、「山口県グリーン購入の推進方針⁸⁵」に基づき、率先してグリーン製品の購入に取り組むとともに、消費促進に向けた情報提供の支援に努めます。

市町は、県の取組に準じ、率先して事務事業に伴う環境負荷の低減に努めます。

(7) 多量排出事業者に対する減量化計画策定の指導

市町は、一般廃棄物の多量排出事業者に対し、減量化計画の策定を指導するとともに、計画に基づく発生・排出抑制や減量化の徹底について積極的に指導します。

コラム：容器包装廃棄物削減に向けた取組

家庭ごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物の削減に向けて、県では「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」を中心とした取組を進めています。

平成21年4月から開始したレジ袋無料配布中止の取組は、1,062店舗（令和5年3月末現在）が参加しています。

また、「やまぐちプラごみ削減取組店」の登録制度により、184事業所（令和7年9月末現在）が登録され、スプーン・ストロー等の使用削減、マイバッグ利用の促進、食品トレー等の店頭回収、宿泊施設におけるアメニティの使用削減などに取り組んでいます。

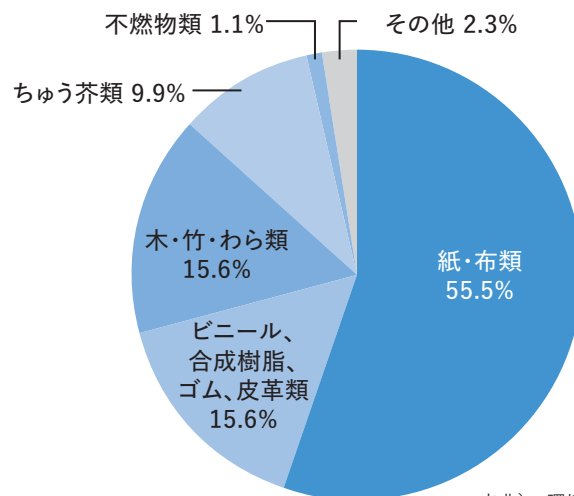


図 4-1-1 登録ステッカー

コラム：山口県の可燃ごみ組成

一般的に、家庭や事業所などから発生したごみ（一般廃棄物）は重量比で紙類、ちゅう芥類（食品系の生ごみ）、プラスチック類が多いとされています。県内の一般廃棄物焼却施設に搬入されている可燃ごみの組成を水分のない状態でみると、図4-1-2のとおり、紙・布類の占める割合が最も大きく55.5%、次いでビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類が続き、木、竹、わら類とちゅう芥類となっています。

ごみの減量に向けては、紙・布類、ビニールなどの排出抑制・分別や、水分を多く含む生ごみの水切りなどに取り組むことも有効です。



出典：環境省一般廃棄物処理実態調査より推計
注) ごみの種類組成は乾ベースの数値を示しています

図 4-1-2 山口県の可燃ごみの種類組成（乾ベース）（令和5年度）

2 適正処理の推進

(1) 適正な維持管理と情報公開

市町は、ごみ焼却施設、最終処分場などの一般廃棄物処理施設について、適正な維持管理を行うとともに、排出ガス等の定期的な測定等により、排出基準等の遵守状況を確認します。また、必要に応じて周辺環境のモニタリング⁸⁶を実施し、その結果を公表します。

(2) 一般廃棄物処理施設の監視指導

県は、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、施設の維持管理状況や廃棄物の処理状況等の監視・指導を行い、適正処理を推進します。

(3) ダイオキシン類⁸⁷対策の推進

市町は、ごみ焼却施設等において、十分な環境保全措置を講じ、排出基準の順守を徹底するとともに、「山口県ダイオキシン類対策指針⁸⁸」に基づき、ダイオキシン類排出量の削減目標の達成に努めます。

県は、ダイオキシン類の測定結果と排出基準の適合状況等について公表するとともに、必要に応じて施設の立入検査を行い、適正処理の確保に努めます。

(4) リチウムイオン電池等の適正処理の推進

市町は、リチウムイオン電池等の混入による収集運搬時や廃棄物処理施設における火災の未然防止と適正処理のため、住民への周知や、収集運搬や保管時に他のものと区別するなど回収体制の構築を進めます。

県は、市町による住民への周知や回収体制の構築等に向けた取組を促進します。

(5) 災害廃棄物処理対策の推進

市町は、自らが策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理対策を推進します。

県は、被災市町等と連携した効果的な対応が図られるよう、「山口県地域防災計画」に位置付けた「山口県災害廃棄物処理計画⁸⁹」に基づき、災害廃棄物処理対策を支援します。

また、発災時には、被災状況の把握や市町の処理体制の支援を行うとともに、県内での処理が困難な場合には、国、近隣都道府県、民間事業者団体等との広域的な連携・協力体制を活用し、災害廃棄物の処理体制の確保を図ります。

(6) 海洋プラごみの発生抑制から回収・再資源化までの一体的な取組強化

県は、「山口県海岸漂着物等対策推進地域計画（やまぐち海洋ごみアクションプラン）」（令和3（2021）年3月改定）に基づき、県民、事業者、市町等からなる「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を推進母体に、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃や瀬戸内海流域一斉清掃、普及啓発・環境学習など、発生抑制から回収・処理・再資源化まで一体的な取組を展開します。

ア 発生抑制対策の強化

県及び市町は、内陸から沿岸に渡る流域圏の多様な主体と連携し、プラスチックごみの発生抑制と河川や海洋への流出防止対策を強化します。

イ 効率的な回収・再資源化体制の構築

県は、海岸管理者、漁業者、市町等と連携し、漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみの計画的かつ適正な回収・処理体制の構築を図ります。

また、回収された海洋プラスチックごみについては、行政や事業者が連携の上、再資源化の取組を促進し、循環利用の拡大を図ります。

(7) 環境美化活動の促進

県は、「やまぐちの美しい里山・海づくり条例⁹⁰」（平成22（2010）年12月施行）の基本理念に基づき、環境美化に関する情報を県民、事業者等に積極的に提供し、環境意識の向上を図るとともに、市町、関係団体、NPO等と連携・協働し、県民総参加による県民運動として環境美化活動を推進します

コラム：やまぐち海洋ごみアクションプランとは

県では、「海岸漂着物処理推進法」に基づき、海岸の恵み豊かな自然や良好な景観を確保し、将来に引き継いでいけるよう、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、令和3（2021）年3月に「やまぐち海洋ごみアクションプラン（山口県海岸漂着物等対策推進地域計画）」を策定しました。

本プランでは、海岸の漂着ごみだけでなく、海を漂うマイクロプラスチック⁹¹や漂流ごみ、海底ごみの処理についても対象に含めました。また、本県は海岸線の延長が全国で6番目に長く、全ての海岸における漂着物を処理することは困難であることから、発生抑制を重視し、3Rの取組を推進することとしています。

さらに、流域圏の多様な主体が連携したプラスチックごみの陸域から海への流出防止のため、環境学習や普及啓発に取り組んでおり、県民総参加での海洋ごみ対策を推進しています。

3 適正処理体制の確保

(1) 廃棄物の広域処理体制の確保

ア 広域的なごみ処理の推進

県及び市町等は、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和6（2024）年3月環境省通知）を踏まえて、将来にわたり持続可能な一般廃棄物の適正処理体制を確保していくため検討を行い、広域的な施設整備に努めます。

また、県は、市町・一部事務組合で構成される「山口県廃棄物広域対策協議会」等において協議・調整のうえ、持続可能な適正処理の確保に向けた、長期的な広域化・集約化に係る計画を策定し、広域的なごみ処理体制の在り方の検討を進めます。

なお、現行計画である「山口県ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化計画（令和3（2021）年3月）」は、新たな長期的な広域化・集約化に係る計画に移行することを検討しています。

イ 災害廃棄物処理体制の整備

県は、市町が策定した「災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の実行性を確保するための支援を行うとともに、南海トラフ巨大地震被害想定の見直し等を踏まえ、「山口県災害廃棄物処理計画」や「山口県災害廃棄物処理マニュアル⁹²」（平成28（2016）年5月）及び「災害廃棄物処理対応に係るガイドライン⁹³」（令和2（2020）年3月）を見直します。

また、市町等を対象とした災害廃棄物処理に関する研修等の実施や災害廃棄物処理計画の見直しを促し、災害廃棄物処理体制の実効性の確保を図ります。

さらに、市町と民間事業者等との災害支援協定の締結を促し、民間事業者の処理能力やノウハウをより効果的に活用した処理体制の構築を促進します。

(2) 人口減少・少子高齢化社会の到来に伴う必要な支援

市町は、国の動向や地域の実情を踏まえつつ、人口減少・少子高齢化社会の到来に伴い懸念される高齢者のごみ出し支援に努めます。

県は、市町等への技術的助言や調整を行うとともに、先進事例の情報提供等を通じて市町の取組を後押しします。

(3) 海洋プラごみの発生抑制から回収・再資源化までの一体的な取組強化【再掲】

第2節 産業廃棄物循環プラン

1 3R + (ぶらす) の推進

(1) 多量排出事業者に対する指導の強化

県及び下関市（廃棄物処理法に基づく政令市）は、産業廃棄物の多量排出事業者から提出された廃棄物の減量化に関する計画を公表するとともに、指導を強化し、減量化及び循環利用を促進します。

(2) プラスチックの資源循環・脱炭素化

県は、「プラスチック資源循環戦略」を踏まえたプラスチック資源の効率的な回収、リサイクルの拡大・高度化を図ります。

事業者は拡大生産者責任を踏まえて、プラスチック製品の長寿命化や軽量化等の他、再生材の率先利用、再資源化を見据えた材料の選択、分離・解体の容易性を考慮した製品設計等を推進します。

さらに、本県の基礎素材型産業やエネルギー関連産業が有する技術・設備・人材等の企業ポテンシャル⁹⁴を活用し、廃プラスチック類のマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルの高度なりサイクル技術の開発・導入を促進することで、天然資源消費量の削減と脱炭素化を目指します。

ア 事業者における排出抑制と代替素材への転換

県は、事業者に対してプラスチック製品の使用量削減、バイオプラスチック⁹⁵や再生プラスチックの利用拡大、製品設計の見直し等を促進し、廃プラスチック類の発生抑制を図ります。

イ 廃プラスチック類のリサイクルの高度化

県は、マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル等の高度なりサイクル技術の導入を支援し、廃プラスチック類の質と量の確保、資源としての価値を最大化します。特に、単一素材プラスチックの分別回収システムの構築を促進します。

ウ 事業者間連携による資源循環システムの構築

県は、プラスチック製品製造業者と廃プラスチック類処理業者・再生利用業者の連携を促進し、製造・使用・回収・再生までの一体的なシステム構築を支援します。

(3) 動静脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の推進

県は、製造業・小売業等（動脈産業）と廃棄物処理・リサイクル業（静脈産業）の連携強化による、資源循環等の取組を推進します。また、産学公民連携による産業廃棄物等の資源循環に関する事業化に必要な技術の開発・研究、AI、IoT等の新技術を活用した高度な処理施設の導入への支援、3R +（ぶらす）に取り組む事業者や製品の普及啓発等により、資源循環の取組を推進します。

ア 排出事業者と処理業者の連携強化

県は、「産業廃棄物処理業者検索システム⁹⁶」や「やまぐちエコ市場⁹⁷」のWeb市場の活用、専門人材の派遣によるマッチング支援により、排出事業者や製造業者等と処理業者とのマッチングや情報共有システムの構築に加え、リサイクル技術開発など、動静脈連携による資源循環の取組を促進します。

イ 産学公民連携による3R +（ぶらす）に関する事業化支援

県は、産学公民連携による産業廃棄物等の資源循環の取組に関する事業化を促進するため、必要な技術の開発・研究、産業廃棄物等の再資源化に向けた高度な施設整備への支援の他、廃棄物等を地域内で有効活用する地域循環共生圏⁹⁸の形成に必要なFS（事業可能性）調査への支援により、地域における資源循環の取組を促進します。

ウ 3R +（ぶらす）に取り組む事業所や製品の普及促進

県は、産業廃棄物の発生・排出抑制やリサイクルなどの従来の3Rに取り組んでいる事業所に加えて、3R +（ぶらす）に取り組んでいる県内事業所を「山口県3R +（ぶらす）認定事業所」に認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進めます。

また、従来の県内で発生する循環資源を利用して製造加工された製品に加えて、3R +（ぶらす）の取組により付加価値を高めた製品を「山口県3R +（ぶらす）認定製品」として認定し、その普及啓発や需要拡大を図ることにより、資源循環型産業を育成するとともに、公共工事等において、「山口県3R +（ぶらす）認定製品」の地産地消を推進します。

エ 産業廃棄物税⁹⁹等の活用による取組促進

県は、産業廃棄物税等を活用し、産業廃棄物の排出抑制や減量等に資する資源循環の取組を支援します。

(4) 食品ロス削減の推進【再掲】

コラム：山口県 3R +（ふらす）認定事業所制度

県では、産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルに積極的に取り組む事業所を「エコ・ファクトリー」として認定してきました（令和7（2025）年3月現在、57事業所（52事業者））。

認定事業所は、環境保全に配慮した事業活動を行う優良企業として評価され、企業イメージの向上にもつながっています。

今後は、従来の3Rの取組に加えて、3R +（ふらす）に取り組む事業所を「山口県 3R +（ふらす）認定事業所」として認定し、県内事業所の環境配慮活動を促進していきます。

コラム：山口県 3R +（ふらす）認定製品

県では、県内で発生する循環資源を利用して製造されるリサイクル製品を「山口県リサイクル認定製品」として認定し、その利用を促進してきました（令和7（2025）年3月現在、308製品（104事業者））。

認定製品には、建設資材、土壌改良材、固形燃料など様々な製品があり、公共工事での優先的な利用推進や、県庁舎でのPR展示などを通じて、県民への周知を図っています。

今後は、従来のリサイクル製品に加えて、3R +（ふらす）の取組により付加価値を高めた製品も対象とした「山口県 3R +（ふらす）認定製品」認定制度として、普及を促進していきます。

コラム：県の食品ロス削減の取組

県では、「おいしく、ぜんぶ、たべちゃろう」を合言葉に、山口県食品ロス削減推進協議会を中心とした取組を展開しています。

消費者向けの取組としては、「てまえどり」の啓発を行っており、これは、店頭ですぐ食べる食品を買うときに、商品棚の手前にある販売期限の迫った商品から購入することで、店舗から出る食品ロスの削減を進めています。

また、必要な分だけ買うこと、冷蔵庫内の整理整頓を行うこと、食材を無駄なく使い切ることなどを推進しています。

事業者向けには、「やまぐち食べきり協力店」や「ぶちエコ食品ロス削減パートナー」の登録制度を設け、小盛り

メニューの提供、ばら売り・量り売りの導入やフードバンクへの寄附など、食品ロス削減の取組を推進しています。



図 4-2-1 啓発ポスター

2 適正処理の推進

(1) 排出事業者責任の徹底

県及び下関市は、排出事業者に対して法令遵守（コンプライアンス）の精神を醸成させるため、講習会等を開催し、業界全体の適正処理の機運を高め、不適正処理の未然防止や適正処理の推進を図ります。

(2) 処理施設等に対する監視指導の強化

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等への立入検査を行い、マニフェスト（産業廃棄物管理票）交付状況、施設の維持管理状況、有害使用済機器及び再生資源物¹⁰⁰の保管状況などの監視指導を強化し、適正処理の確保を図ります。

(3) 電子マニフェストの活用促進

県は、電子マニフェストの導入に係る研修等を開催し、廃棄物処理のDX化の基盤である電子マニフェストの加入及び使用を促進することにより、排出事業者、収集運搬業者や処分業者の3者による情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、トレーサビリティの向上、県の監視業務の合理化及び不適正処理の原因究明の迅速化を図り、産業廃棄物の適正処理を確保するとともに徹底的な資源循環を推進します。

(4) ダイオキシン類対策の推進

県及び下関市は、産業廃棄物焼却施設の設置者に対し、計画的なダイオキシン類の排出ガス等の測定による排出基準の遵守状況や施設の適正な維持管理について、監視指導の徹底を図るとともに測定結果の公表により、「山口県ダイオキシン類対策指針」に定めているダイオキシン類排出量の削減に努めます。

(5) PCB 廃棄物の適正処理の促進

県及び下関市は、PCB 特別措置法に基づき、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を促進します。低濃度 PCB 廃棄物の処理が終了するまでの間は、その適正管理を徹底するため、保管事業者に対し、PCB 特別措置法に基づく保管状況等の届出や廃棄物処理法に基づく適正な保管について、監視・指導を行います。また、低濃度 PCB 廃棄物は令和8（2026）年度末までに、廃棄物処理法に基づき国が認定する無害化処理施設又は都道府県知事が許可した施設による早期処理を促します。

また、今後、新たに発見され、または低濃度 PCB 使用製品が不要となった低濃度 PCB 廃棄物についても適正な処理を促します。

(6) 産業廃棄物の排出・処理状況の把握

県及び下関市は、事業所や産業廃棄物処理施設等の実態調査や中間処理・最終処分を目的として処理業者へ処理委託した産業廃棄物に係る電子マニフェストなどを確認し、産業廃棄物の排出・処理状況等の的確な把握に努めます。

(7) 広域移動に対する適正処理の確保

県は県境を越えて広域的に移動し、処理される産業廃棄物について、関係都道府県と連携して的確な実態把握に努めるとともに、県内に搬入される廃棄物については、循環条例等に基づき、事業者に対する事前手続き等を厳正に運用することで、適正処理の確保に努めます。

(8) 動静脈連携や高度化による徹底的な資源循環の取組の推進【再掲】

(9) その他の取組

ア 農業用使用済プラスチックの適正処理

県では、農業用使用済プラスチックの適正処理を促進するため、関係機関、関係団体、フィルム販売業者等で構成する「山口県農業用プラスチック適正処理推進協議会¹⁰¹」を中心として、地域における回収体制を整備するとともに、適正処理啓発用ポスター等の作成・配布、Webサイトの開設、市町・農協等の担当者研修会の開催、農協等による地域協議会の活動支援等を実施していきます。

イ 家畜排せつ物の堆肥利用

家畜排せつ物の堆肥化は、循環型農業を推進する上で重要な要素であるとともに、化学肥料や農薬の使用を低減した安全で高品質な農作物の安全生産や環境への負荷低減の観点から、良質堆肥の製造・利用拡大に向けた取組を進めていきます。

ウ 建設廃棄物の適正処理

建設廃棄物の適正処理を図るため、「建設廃棄物処理指針」（環境省）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）により、排出量の抑制、再生利用の具体的な実施方法、マニフェストシステムの利用による適正処理等について関係事業者への指導を行っています。

今後も、資源の有効活用と資源循環型社会の構築の観点から、「排出の抑制」、「再使用」、「再生利用」、「適正処理」の徹底と推進に努めます。

3 適正処理体制の確保

(1) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保

県は、「夜間パトロール¹⁰²」や「不法投棄ホットライン¹⁰³」等により、不法投棄等の不適正処理の早期発見、未然防止を図ります。特に、不法投棄が多発する山間地には、IT¹⁰⁴技術等を活用した投棄場所等の把握や、ドローンによる上空からの撮影により職員の負担軽減を図りながら正確な状況把握に努め、確認された不適正処理に対しては厳正に対処します。

また、市町職員の県職員への併任制度を活用するなど市町と密接に連携し、不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、各健康福祉センターに設置した住民、市町、警察等からなる「不法投棄等連絡協議会¹⁰⁵」や、警察本部、海上保安部等との連携も図り、廃棄物の不適正処理防止体制の確保に努めます。

(2) 産業廃棄物処理業界における人材育成・確保の推進

県は、優良産廃処理業者認定の取得支援や研修を開催するとともに、既認定事業者には、講習会での優良産廃処理業者認定制度のPR、認定事業者への優遇措置（就業環境の整備などに関する支援）などによる優良な産業廃棄物処理業者の育成の他、産業廃棄物処理業界における、キャリア形成、就労環境整備、採用活動などへの支援により、人材育成・確保を推進していきます。

(3) 産業廃棄物の広域処理体制の確保

県は、東見初広域最終処分場と新南陽広域最終処分場での産業廃棄物の全県的な受入体制を継続することで、引き続き産業廃棄物の適正処理を確保します。

また、将来にわたり、県内における産業廃棄物の適正処理体制が確保されるよう、県内における産業廃棄物の排出状況や埋立処分の需要等を踏まえ、後継の広域最終処分場の整備に向けた検討を進めるとともに、その整備には長期間を要することから、現在の広域最終処分場の埋立容量拡大等による延命化についても検討を進めます。

(4) 処理施設設置に係る事前協議の推進

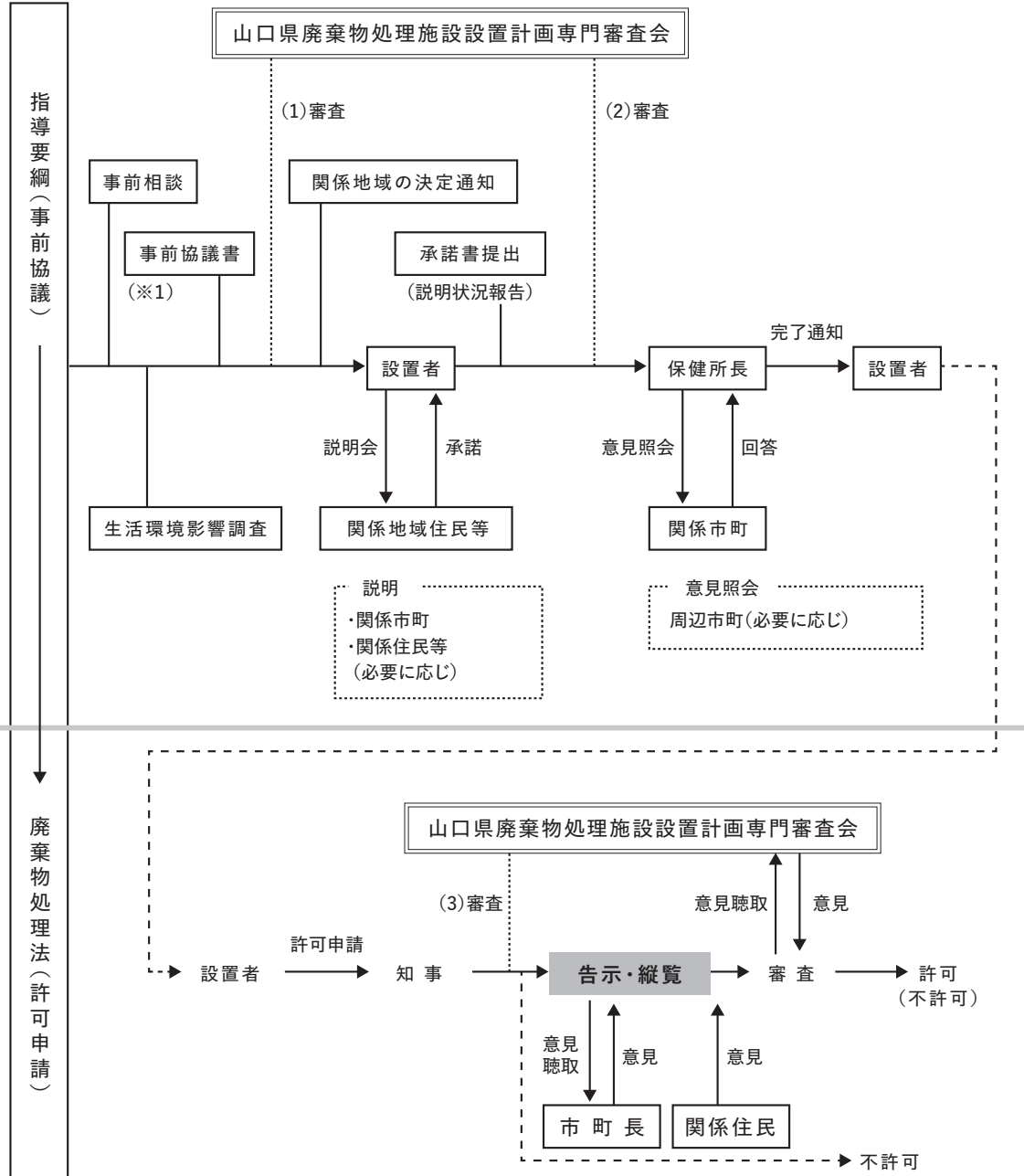
ア 処理施設設置に係る事前協議等

県は、事業者及び処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を図るため「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき、必要な指導を行います。

特に、産業廃棄物最終処分場や焼却施設等の設置については、「山口県廃棄物処理施設設置計画専門審査会」により、構造基準及び設置者の経理的基礎等の能力について、専門家による事前審査を実施します。

産業廃棄物処理施設等の設置に係る事前審査手続きフロー

(※1)事業計画書添付



イ 融資制度等の活用の推進

県は、産業廃棄物処理施設の整備やダイオキシン類対策などの施設の高度化を促進するため、県の融資制度や、その他の公的資金の活用について必要な指導等を行います。

ウ 情報の提供

県は、処理技術等に関する情報を収集し、事業者及び処理業者に対して、施設の設置に係る技術指導や必要な情報提供を行います。

第3節 循環型社会を担う人づくり・地域づくりプラン

1 環境学習・環境教育の推進

(1) 行動変容の促進に向けた環境学習・環境教育の充実

県は、3R + (ふらす) の推進、廃棄物の適正処理及び海洋プラスチック対策の必要性等に関して、県民の正しい理解と協力を得て、具体的な行動変容につながる自主的な取組が促進されるよう、学校や地域社会で実践的な環境学習・環境教育を推進します。

また、知識の習得に留まらず、日常生活における具体的な行動実践を促すため、事業者と協働した体験型学習プログラムの充実、地域の課題と結びついた課題解決型学習の推進、ナッジ¹⁰⁶を活用した継続的な行動につながる仕組みづくり等を重視した環境学習・環境教育を展開します。

(2) 市町や教育機関等と連携した様々な取組の展開

県は、市町や教育機関、NPO¹⁰⁷等と連携して、次のような取組を展開していきます。

- ・「環境学習推進センター」を中心とした体験型環境学習講座等の充実
- ・多様な学習指導者の登録・派遣システムの普及
- ・学校や地域等で活用する環境学習プログラムの充実
- ・市町のごみ焼却施設、リサイクルプラザ¹⁰⁸等を活用した環境学習の促進
- ・関係団体等との連携・協働による環境学習の促進
- ・集客力の高いフィールドを用いた実践的な環境学習の促進

2 普及啓発及び情報提供

県及び市町は、県民、民間団体、事業者へ循環型社会の形成の重要性を呼びかけるとともに、3R + (ふらす) の推進や適正処理の実践活動が促進されるよう啓発を行います。

海ごみゼロウィーク(5月30日～6月5日)、環境月間(6月)、3R推進月間・食品ロス削減月間(10月)や、循環条例で定める循環型社会形成推進月間(10月)には、海洋ごみ対策、3R + (ふらす) の推進、廃棄物の適正処理、食品ロス削減の必要性などについて、県民や事業者の自主的な取組や連携・協働を促進するよう、行政の施策やその実施状況・関連情報などの積極的な提供に努めます。

また、SNSやホームページ等のデジタルメディアを活用した効果的な情報発信を図るとともに、双方向のコミュニケーションを通じた県民の意見や提案の収集・反映に努めます。

3 廃棄物・資源循環の専門人材の育成・確保

県は、事業者における3R + (ふらす) の取組を推進するため、専門的な知識と実践的なノウハウを有する「3R + (ふらす) コーディネーター」の派遣による、動静脈企業のマッチングや資源循環の取組の促進を図ります。

また、大学・研究機関、処理業者、リサイクル関連事業者等の専門知識を有する人材の活用により、技術的課題の解決支援、先進事例の紹介、関係機関とのマッチング支援等を通じて、事業者の資源循環の取組を総合的に支援します。

コラム：プラスチックごみ削減に向けた普及啓発

県では、プラスチックごみ削減の取組を広く県民に周知するため、クリーニング店や宿泊施設等と連携し、「プラごみ減らすっちゃ!」の取組を展開しています。

また、県内プロスポーツチームとタイアップして、プラスチックの「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」の取組を紹介する啓発動画も制作しており、スポーツの力を借りて、より多くの県民に環境保全の重要性を伝える工夫をしています。

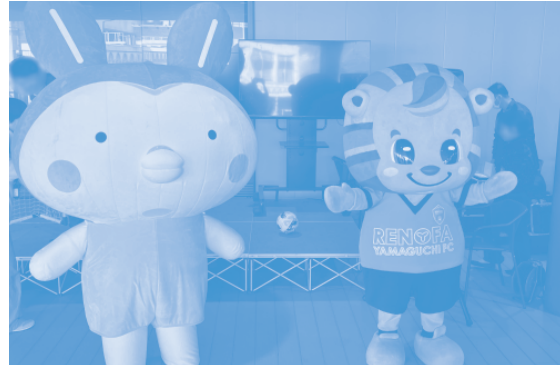


図 4-3-1 プラスチックごみ削減に向けた普及啓発